

令和 7年 12月 24日

東京都港区西新橋 1 - 1 4 - 2

一般財団法人沿岸技術研究センター

代表理事・理事長 宮崎 祥一 殿

九州地方整備局

北九州港湾・空港整備事務所長



請負業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 業務の名称 令和7年度新門司沖浚渫土砂利活用検討業務
- 2 履行期間 令和 7年 6月 6日 ~ 令和 7年 12月 12日
- 3 完成検査年月日 令和 7年 12月 16日
- 4 評定結果
- ①評定点 79 点 項目別評定点は別表のとおり
- 5 送付先
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40
国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 第一工務課長 宛
TEL 093-321-4634 (代)
- 6 手続き等の問い合わせ先
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40
国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 第一工務課 工務係
TEL 093-321-4634 (代)

令和 7年 12月 24日

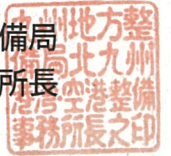
東京都千代田区飯田橋 2 - 1 8 - 3

株式会社日建設計

代表取締役社長 大松 敦 殿

九州地方整備局

北九州港湾・空港整備事務所長



請負業務成績評定通知書

貴社が受注した業務について、請負業務成績評定要領に基づき評定した結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対してその疑問の旨を付して、この書面の通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に書面により、説明を求めることができます。

疑問の旨に対する説明は、書面により郵送いたします。

なお、説明を求める場合の書面の送付先及び手続き等についての問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 業務の名称 令和7年度新門司沖浚渫土砂利活用検討業務
- 2 履行期間 令和 7年 6月 6日 ~ 令和 7年 12月 12日
- 3 完成検査年月日 令和 7年 12月 16日
- 4 評定結果
①評定点 79 点 項目別評定点は別表のとおり
- 5 送付先
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40
国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 第一工務課長 宛
TEL 093-321-4634 (代)
- 6 手続き等の問い合わせ先
〒801-0841 福岡県北九州市門司区西海岸1丁目4-40
国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所 第一工務課 工務係
TEL 093-321-4634 (代)

別表①

項目別評定点

評価項目		細 別	業務評定 (評定点／満点)	技術者評定		
				管理技術者 (注1) (評定点／満点)	担当技術者 (注1) (評定点／満点)	照査技術者 (注1) (評定点／満点)
プロセス評価	実施能力の評価	実施体制及び 執行計画	16.0 点／ 20.0 点	16.0 点／ 20.0 点	4.0 点／ 5.0 点	- 点／ - 点
	実施状況の評価	執行管理	4.0 点／ 5.0 点	4.0 点／ 5.0 点	4.0 点／ 5.0 点	- 点／ - 点
		品質管理	14.0 点／ 20.0 点	14.0 点／ 20.0 点	21.0 点／ 30.0 点	- 点／ - 点
		業務特性	8.0 点／ 10.0 点	8.0 点／ 10.0 点	10.0 点／ 12.5 点	- 点／ - 点
		創意工夫	2.8 点／ 4.0 点	2.8 点／ 4.0 点	2.8 点／ 4.0 点	- 点／ - 点
	説明調整能力の評価	説明調整能力	6.0 点／ 6.0 点	6.0 点／ 6.0 点	6.0 点／ 6.0 点	- 点／ - 点
	取組姿勢	責任感・積極性・倫理観	4.0 点／ 5.0 点	4.0 点／ 5.0 点	6.0 点／ 7.5 点	- 点／ - 点
結果評価	成果物の品質		24.0 点／ 30.0 点	24.0 点／ 30.0 点	24.0 点／ 30.0 点	- 点／ - 点
評定点の小計（注2）			79 点／ 100 点	79 点／ 100 点	78 点／ 100 点	- 点／ - 点
事故等による減点			0 点	0 点	0 点	- 点
瑕疵修補又は損害賠償による減点			0 点	0 点	0 点	- 点
その他（低入調査虚偽説明等・業務コスト調査虚偽説明等）			0 点	0 点	0 点	- 点
総合評定点（注2、注3）			79 点 ／ 100点	79 点 ／ 100点	78 点 ／ 100点	- 点 ／ - 点

注) 1. 各項目の評定点及び満点は小数第二位を四捨五入して表示している。

2. 評定点の小計は小数第一位を四捨五入し、整数としている。各項目の点数は、小数第二位を四捨五入している為、評定点の小計と合わない事がある。

3. 共同企業体の構成員によって異なる指名停止等の措置をとった場合は、評定点を構成員毎に記載する。